



大津市公報

令和3年3月30日
号外(第16号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 教育委員会規則

- 4 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1
- 5 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 6 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

教育委員会規則

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和3年3月30日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

大津市教育委員会規則第4号

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例(令和3年条例第36号)の施行期日は、令和3年4月1日とする。

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

大津市教育委員会規則第5号

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の通学区域に関する規則(平成15年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
別表第3項の表中伊香立の項を削り、真野北の項を次のように改める。

伊香立・真野北	伊香立小学校の通学区域 真野北小学校の通学区域
---------	----------------------------

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

大津市教育委員会規則第6号

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和52年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「もの」を「者(以下「申請者」という。)」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、直ちに受理確認書(様式第2号)を申請者に交付する。
第5条に次の1項を加える。
- 3 教育長は、許可の適否を決定したときは、その旨を申請者に通知する。この場合において、使用を許可したときは、前項の受理確認書をもって許可書とみなす。
様式第2号中「学校開放施設使用許可書」を「受理確認書」に、「次のとおり、学校体育施設の使用を許可し

「2 許可を受け
3 学校体育施
ます」を「次の内容により、学校体育施設の使用の許可申請を受理したことを確認します」に、
た使用時間及び使用区分を厳守すること。許可を受けていない学校施設には立ち入らないこと。
設の使用後は、「学校体育施設使用状況(結果報告)」に必要事項を記入し、必ず使用期日の属する月の月末まで

を「2 許可を受けた場合には、使用時間及び使用区分を厳守するとともに、許可を受けて
に提出すること。」

いない学校施設には立ち入らないこと。また、学校体育施設の使用後は、「学校体育施設使用状況(結果報
告)」に必要事項を記入し、必ず使用期日の属する月の月末までに提出すること。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にされた体育施設等の使用の申請に係る許可の手続については、なお従前の例による。